

新宿区教育委員会会議録

平成23年第11回定例会

平成23年11月4日

新宿区教育委員会

平成23年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年11月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第61号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第62号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第3 議案第63号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第4号）

報告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行について（教育調整課長）
- 2 新宿区文化財調査員の委嘱について（文化観光国際課長）
- 3 平成23年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について（学校運営課長）
- 4 中学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成24年度新入学者）及び平成24年度新入学区立中学校の抽選について（学校運営課長）
- 5 四谷中学校での硫酸ウラニルの発見について（学校運営課長）
- 6 新宿区教育環境検討協議会の進捗状況について（副参事「学校適正配置等担当」）
- 7 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第11回定例会を開会します。

本日の会議には、熊谷委員が欠席、菊池委員が遅れておりますが、定足数を満たしています。本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明及び報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

◎ 議案第62号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

本日は、都合により、「日程第2 議案第62号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を先に審議し、続いて関連する「報告2 新宿区文化財調査員の委嘱について」の報告及び質疑を行います。

それでは、「議案第62号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、議案第62号、新宿区文化財保護審議会委員の委嘱についてです。

2枚目をご覧ください。

文化財の保護及び活用に関する重要事項について審議に当たる第15期の新宿区文化財保護審議会の委員を下記のとおり委嘱するというものでございます。

設置の根拠は、新宿区文化財保護条例第23条、同条例27条第3項です。

定数が10名で、委嘱の期間につきましては平成23年12月1日から25年11月30日までです。

委嘱理由といたしましては、14期の委員が23年11月30日をもって任期満了になるためでございます。

裏面に候補者名簿がございます。そちらをご覧ください。

候補者名簿のうち、一番上でございます稲木吉一氏、そして下から3番目でございます中島国彦氏、この両名が新任となっております。そのほかの委員につきましては、継続でございます。

提案理由ですが、新宿区文化財保護条例第23条及び27条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるためでございます。

説明は以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第62号について、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

私から1つ質問させていただきますが、この新任の方の専門分野は、任期満了で退任なされた方の専門分野と同じ方を新たに委嘱するということですか。

○文化観光国際課長 基本的には同じ分野ということから、それぞれ御推薦をいただき、前任者からも御推薦をいただいたりして、今回候補者名簿に掲載させていただいたものでございます。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第62号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

◆ 報告2 新宿区文化財調査員の委嘱について

○松尾委員長 次に、「報告2 新宿区文化財調査員の委嘱について」の報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

○文化観光国際課長 それでは、報告第2、文化財調査員の委嘱について御報告をさせていただきます。

文化財の保護及び活用に関する重要事項についての基礎的な調査に当たっていただく第15期の新宿区文化財調査員の委嘱について、記書きの下のとおり報告をさせていただきます。

この調査員の設置の根拠ですけれども、文化財保護条例施行規則第25条、それから文化財調査員の設置要綱第3条に基づくものでございます。

定数については10名でございます。

任期についてです。平成23年10月1日から平成25年9月30日まで、2年間となります。

委嘱の理由です。第14期の調査員についての任期満了となったためでございます。

第15期の調査員につきましては、5番に記載の各先生方です。

この中で、上から2番目、稲木吉一氏、美術史、彫刻史の先生でいらっしゃいますけれども、先ほど第62号議案で文化財保護審議会の委員ということで、本日、御判断をいただきましたので、保護審議会の委員の就任と同時に、こちらの調査員についてはおりにいただきまして、別途、改めて今後の当委員会において、稲木氏の欠員分の新たな調査員の委嘱について報告させていただきたいと思っております。

なお、第14期についても2年前に同様の処理をさせていただいておりまして、今回もその例に倣って、このような形の処理をさせていただきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○教育長 先ほどの委員長の質問にも関連することでもありますが、この文化財調査員であった稲木氏については、調査員として11期で、10期を超える経験を持っています。新宿の文化財をよく御存じの方だということで、またおやめになった方の専門分野を継承されるということで、文化財保護審議会委員になられるということです。この調査員の中から審議会委員に移られるという選考のパターンが多いのか、やはり15期としての保護審議会での重要事項を考えて、それにふさわしい人を選ばれるのか、改めてこの審議会委員と文化財調査員の関係について、文化財調査員についても稲木先生が抜けて、新たな選任もされるわけですので、もう少し具体的な背景などがあれば教えていただきたいと思います。

○文化観光国際課長 文化財調査員と、それから保護審議会の委員との関係という御質問にお答えさせていただきます。

この調査員については、保護審議会の下部組織として、保護審議会に付議をするような文化財についての基礎的な調査などを行っていただくというところが大きなお仕事になっております。そうした中で、それぞれの専門分野がなるべく重ならないようにということが、学識の委員の選任の基本になっております。そういう中で、時代時代でやはり文化財についてもテーマ性というようなものが出てくるのですが、第14期の後半から特に15期にかけては、先般も御報告をさせていただきましたけれども、地域文化財に関してのいろいろな調査が、ボリュームあるものとして上がってくるというように考えております。

そのような中で、この稲木先生については、地域文化財の制度設計に当たって、かなり突

っ込んだ形でプロジェクトチームにも御参加いただいたということで、14期の保護審議会に入っていたということなのです。

それから、あわせて先ほどの62号議案との関係になりますけれども、基本的にはそういう意味では、この間、繰り上がりの形で調査員から保護審議会の先生になられる方が結構多いのですけれども、もう一つ、時代のテーマの中でというようなところで、調査員を経ずしても文化財の保護審議会委員になった先生も過去にいらっしゃったということがございます。

それで、62号議案のところに戻りますけれども、もう1人の中島国彦先生は、国文学について御専門で、特にそれが近代の文学についての専門ということで、新宿区として見た場合に、これから第2次実行計画の中でも、漱石山房の復元ということが非常に大きなテーマになる中で、この中島先生は、夏目漱石についてもかなり専門に御研究されているということもあって、今回、保護審議会に入っていただくというところを、事務局としては御提案をさせていただいたというところがございます。

○白井委員 文化財保護審議会委員の中には、女性の方が2人いらっしゃるんですけども、文化財調査員のほうには、女性は1人もいらっしゃらないのですか。

○文化観光国際課長 下から3番目の内藤浩誉「ひろよ」と読みます。内藤先生が女性の先生でございます。

○白井委員 わかりました。

新宿区の場合、男女共同参画ということで、ある程度いろいろな分野で女性を登用するという方向を区長が出していると思います。やはりこの調査員選考に当たって、適材となる女性の方は1人しかいなかったということなのではないでしょうか。この辺の選考過程を聞かせていただきたいと思います。

○文化観光国際課長 今、白井委員からありましたように、区全体として、男女共同参画を進めている中で、これは非常に大きなテーマでございまして、区のいろいろな審議会ですとか附属機関、たしか40%を目標にして女性の参画率を高めているという状況でございます。そういう中で、10人に対して1人ということで決して多くない状況で、今回も何とか高めたいということを考えている部分はありますが、一方で、先ほど申し上げました各専門分野との関係で、適材、適任者ということがあるところが非常に悩ましいというように思っております。ただ、そういう中で稲木先生の後任については、なるべく女性を登用していきたいというところは考えつつ、今事務作業を進めさせていただいております。

○羽原委員 要望でもありますが、この学問的な研究ジャンルを持っている先生方、当然広が

りは出てくると思うのですが、例えばですが、ゴールデン街とか、そういう地域文化財としての戦後のもの、こういうものはかなり考え方が分かれる可能性があると思いますが、歴史的に、概して明治期ぐらいまでの専門家だけではなく、これからは庶民型の研究をしているような、庶民文化というような方も人選の対象に入れて、少し幅を広げるような感覚、感触が出てくるといいかなと思いますので、御検討ください。

○文化観光国際課長 今回の羽原委員からの御指摘いただいた部分でございます。

実は、この調査員、第14期の段で、2名でしたか、増員をしております。資料の中段に、亀谷先生、國先生という方々がいらっしゃいますけれども、こちらの方々、歴史学というところで、我々、事務サイドとしても、地域文化財のところ、一つ大きなテーマだと思っておりまして、そういう中で若手の研究者で、ある意味、学際的と言うとちょっと若干言い過ぎな部分ありますけれども、いわゆる伝統的な歴史学のほかにも、幅の広がったような形の中で柔軟にとらえていただけるような、そういう先生ということが大事だと思っておりますので、引き続き人選に当たっては、そのような視点を持ちながら人選を進めていきたいと考えます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次に議事に戻ります。

◎ 議案第61号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

○松尾委員長 「日程第1 議案第61号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」「日程第3 議案第63号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

○教育長 「日程第3 議案第63号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」については、平成23年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いしたいと存じます。

○松尾委員長 ただいま教育長から、非公開による会議の発議がございました。

「日程第3 議案第63号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 それでは、議案第61号を審議した後、議案第63号を非公開により審議いたします。

では、「日程第1 議案第61号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** それでは、議案第61号でございます。新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例です。議案概要をご覧ください。

こちらは第1次実行計画によりまして、落合第五幼稚園と中井保育園、これを廃止いたしまして子ども園化するというものでございます。

概要のところがございます新宿区立おちごなかい子ども園の設置に伴い、新宿区立落合第五幼稚園を廃止するというところで、施行日につきましては平成24年4月1日でございます。

提案理由ですが、新宿区立おちごなかい子ども園の設置に伴い、新宿区立落合第五幼稚園を廃止する必要があるためでございます。

以上です。

○**松尾委員長** 説明が終わりました。

議案第61号について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

私から1つ質問いたしますが、これは施行日が平成24年4月1日となっており、その時点で落合第五幼稚園は廃止になるということですが、新宿区立おちごなかい子ども園の設置は、それと同時に行われるという予定でよろしいでしょうか。

○**学校運営課長** そのとおりでございます。24年4月1日におちごなかい子ども園として設置されるということでございます。

○**松尾委員長** そうしますと、落合第五幼稚園は廃止となりますが、形の上では発展的解消ということで24年、来年の4月1日からおちごなかい子ども園として新しいスタートを切ると、そういう理解でよろしいでしょうか。

わかりました。

○**教育長** 区立の落合第五幼稚園と中井保育園が一緒になって、子ども園として来年発足するという方針のもと条例改正案ができたのですが、そこへ向けての準備が現在どのような進捗状況になっているのでしょうか。例えば園舎の整備ですとか、あと保護者の方への説明、また今度は子ども園としての募集も進められていると思いますが、その辺の説明をしてもらいたいと思います。

○**学校運営課長** 今の準備の状況ということでございます。

落合第五幼稚園のハード面を先に申し上げますと、現在工事をしております。その間、仮

の施設で落合第五小学校などを使っております。来年の4月からは1歳から5歳までを、おちごなかい子ども園ということでスタートします。場所は、落合第五幼稚園の場所と、若干小学校の部分を使わないと、1歳からまでは受けることができないので、それをしますが、そのような形でスタートします。24年度のうちに、中井保育園のところの工事をします。そして、25年度には分園型の子ども園になるということで、ゼロ歳から2歳までは今の中井保育園のところで受け入れる。それから、3歳から5歳までは現在の落合第五幼稚園のところで受け入れる形で、分園型の子ども園としてスタートするというごさいます。

このようなことにつきましては、説明会等を保護者等に今までしております。それから名称を平仮名で「おちごなかい子ども園」とするというごさ、保護者等に了解を得て、今度の区議会第4回定例会で提案し、議決していただくというような運びになっております。

次に、来年度の募集につきましては、いわゆる保育に欠けない子どもの定員について、我々、幼稚園を所管する教育委員会としては気になるわけですが、4歳児、5歳児に、保育に欠けない子どもということで、募集人員が4歳児が10名、5歳児が10名という枠になっております。これは単時間クラスと中時間保育、両方合わせてそれぞれ10名ずつの枠を確保したということで、それ以外に当然保育に欠ける、いわゆる長時間利用児のほうも、4歳児20名、5歳児20名で募集をしていくということで、来週の11月8日、9日、10日が募集期間ということになります。

○松尾委員長 ほかにご意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

議案第61号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第3 議案第63号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を非公開により審議いたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より退場をお願いしたいと思います。

午後 2時37分 再開

○松尾委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行について

- ◆ 報告3 平成23年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について
- ◆ 報告4 中学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成24年度新入学者）及び平成24年度新入学区立中学校の抽選について
- ◆ 報告5 四谷中学校での硫酸ウラニルの発見について
- ◆ 報告6 新宿区教育環境検討協議会の進捗状況について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告2は先ほど終了いたしましたので、報告1及び報告3から報告6について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明を行います。

○教育調整課長 それでは、報告1でございます。新宿区教育委員会の権限に属する事務について教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

第10回定例会におきまして議決いただきました表記の件につきまして、臨時代理を行いましたので、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則の規定に基づきまして、報告するものでございます。

記書きの1番、臨時代理の指示を受けた内容ということでございます。新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則、これを平成23年の第3回都議会定例会に提案されます東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が公布される日に制定し、公布することということでございます。

2番の臨時代理を行った内容ですが、臨時代理の指示を受けた内容に付された条件が10月19日に成就いたしましたので、規則を制定し、公布いたしました。

臨時代理を行った日といたしましては、平成23年10月19日でございます。

お手元の資料2枚目に、公布いたしました規則の写しを添付してございます。

以上でございます。

○学校運営課長 それでは、私から報告3、平成23年度学校選択制度に関する保護者アンケートの集計結果でございます。

まずこの小学校と中学校のアンケート結果、本年度、平成23年度は、一言で申し上げますと例年とほぼ同様の結果だということでございます。

まずは、小学校1年生の保護者に質問ということで、例年の質問でございました。

まず1番目が、「入学した学校はどこですか?」、2番目が「現在通っている学校に入学

してよかったですか？」、その理由をとということで記載されております。

3番目が、「通学区域の学校を選ばなかった理由はどのような理由ですか？」4番目の質問として、「学校を選ぶ上での情報をどのような方法で得ましたか？」、「また、その情報は参考になりましたか？」ということで幾つか聞いております。学校公開・学校説明会、友人・知人からの情報、学校案内冊子、文化祭・運動会などの学校行事を見て、インターネット・ホームページ、学校だよりで、それぞれどうかということ。5番目の質問として、「学校公開の期間中、学校を見学しましたか？」というのがあります。6番目として、「学校選択制度をどう思いますか？」というものでございます。

結果は、記載のとおりでございます。

続いて、中学校も全く同じ質問をしておりまして、中学1年生の保護者に質問ということで、同様な質問で同様な回答ということでございます。

続いて平成16年度からの学校選択制度～保護者アンケート集計結果、というA4の横の資料がございます。こちらで、主に変化を若干説明をしたいと思っております。

この資料ですが、まず平成16年度から例年調査をしております。

区立学校に在籍している小・中学校の1年生の保護者を対象とし、学校を通じて配布・回収しました。平成16年度から見ていただくとわかりますが、大体回収率は80%台後半という数で例年推移をしております。

1番目の質問、「入学した学校はどこですか？」ということで、大体通学区域の学校に通っているのが70%の真ん中ぐらい。逆に言うと、通学区域以外の学校を選んでいるのが20%台、いわゆる選択制等を利用しているというのが、20%台で推移しているというのがこれでわかります。

ただ、若干の変化がありまして、中学校のところですが、右のほうの中学校の21年度、22年度は、30%を超えているという数になっております。それが23年度には27%ということで、例年並みになったということです。この理由は、西戸山中が仮校舎であった。それから、西戸山二中がこのときまでは存在していた。ただし、西戸山二中の学区の人は別のところをかなり選択していたという結果が、この21年度、22年度にあらわれているということでございます。

クエスチオンの2です。「選択した学校（通学区域を含めて）に入学してよかったですか？」。これは例年と大体同じでございまして、「大変満足している」あるいは「満足している」を見ますと、その主な理由は2つありまして、自宅からの距離・通学の安全、それか

ら子どもの友人関係、これが大体上位を占めるということになっております。

クエスチョン3で、「通学区域の学校を選ばなかった理由（複数回答可）」ということで、これは選択制を利用した理由ですが、理由の主なもの4つありまして、子どもの友人関係というのは、これは小学校、中学校ともに割合高い率になっております。続いて、自宅からの距離・通学の安全、これは主に小学校のほうが高いということになっております。それから、兄・姉が他校に通学している、これも主に小学校のほうが高い率になっています。それから、学校のイメージ・評判、これはどちらかというとも中学校のほうが高いというような率になっております。

クエスチョン4、「学校を選ぶ上でどのような情報が参考になりましたか？」ということですが、これに関しては学校公開・学校説明会と、それから2番目の友人・知人からの情報というのが例年高目になっております。続いて、学校案内冊子、それから文化祭・運動会などの学校行事を見てというのも参考になっているという率が高くなっています。以下、上からだんだん高いから低いになっているという形になっております。

最後の4枚目でございますがクエスチョン5、「一斉学校公開の際、区内の学校を見学しましたか？」というものを見ていくと、だんだん見学している人が増えていて、近年になってどんどん増えてきています。やはり見学してから判断しているというようなことになっていると思っております。

クエスチョン6、「学校選択制度をどう思いますか？」というものですが、これは20年度から調べていて、また21年度には調べ方を若干変えましたが、一般的傾向として、「あったほうがよい」、「どちらかというともあったほうがよい」が8割以上、小学校も中学校も超えているということがございます。

なお、ここで右のほうの中学校のところ、表記が、23年度が2つあるような形になっていますが、これは22年度が誤りです。それで23年度とつながっていきます。訂正をよろしくお願いいたします。

では、続きまして報告の4でございます。

報告の4は、中学校の選択制の学校別状況一覧と、平成24年度新入学区立中学校の抽選についてでございます。

まず表が、今回、10月31日に締め切った平成24年度新入学者の選択制の結果でございます。

裏でございます。

裏のほう、ポイントになっていまして、この抽選をどのようにするかということござ

います。

それで、小学校と同様に、大事なのが抽選基準（B）です。これをどのように設定するかということでございます。抽選基準（B）を上回る選択があった学校については抽選を実施します。抽選（B）の設定ですが、今後の通学区域内への転入者等が入学しても、受け入れ可能数を上回らないと考えられる生徒数を過去3年間のデータ等から算出し、抽選基準（B）を設定しました。

中学校の場合は、小学校と違って一番難しいのは、国私立入学者の数です。これをどの程度に設定するかということですが、一般的に新宿区の場合は、35%が国私立にいくと言われております。ただし、それが学校によってかなり違う傾向があるということがございます。ということで、3年間の過去のデータ等から、一番安全な数字を出して、それで最終的には学校と協議しまして、これで大丈夫ということで決めております。

2番にあるように、牛込第一中、牛込第三中は170、新宿西戸山中は190という数に設定いたしました。

2の抽選対象校は、今申し上げた3校ということになります。

その後は、いつもの規定どおりに、このような形で進めていくということでございます。

3の補欠の繰り上げ等についてです。

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰り上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰り上げは、平成24年2月17日、金曜日に決定し、補欠登録の有効期限も平成24年2月17日、金曜日までとします。

以上でございます。

続きまして、四谷中学校での硫酸ウラニルの発見について、報告5でございます。

平成23年10月17日に、新宿区立四谷中学校において発見された硫酸ウラニルについて、御報告します。

資料の2番、場所ですが、四谷中学校の理科準備室でございます。

4の発見時の状態ですが、施錠された薬品保管庫内のプラスチック製の筒の中に、鉛のシートに包まれた25グラム入りの瓶1本に、3分の1程度の量が入っていました。

発見の経緯ですが、平成13年の学校統合時に勤務していた理科教諭から、世田谷の放射性物質事件をきっかけに思い出されて連絡があり、同校で調査し、発見に至りました。

6番の放射線量ですが、理科準備室内は0.08マイクロシーベルト/hです。瓶近くでは、

0.14から0.17マイクロシーベルト/hということです。

現在、新宿区役所で保管しております。

購入時期等は調査中ですが、なかなか特定は困難ということです。

使用時期ですが、授業で使用したと思われます。約30年前から使用していないことは、先生等の聞き取りで確認済みでございます。

許可ですが、昭和52年の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正で、硫酸ウラニルの使用、または保有が、許可制になったため、文部科学省に当該硫酸ウラニルの発見の届け出をし、現在、許可申請の準備をしております。

周辺の環境や人体には影響は、この程度の放射線量ではないということでございます。

それから、保護者への説明は、10月24日の月曜日、夕方、17時30分から18時20分まで、臨時保護者会という形で説明をいたしました。

それから、新宿区の小・中学校への調査ということで、同種の物質の有無等について、全小・中学校で調査しました。調査の結果、同種の物質はないことが判明しました。

続きまして、写真の資料について簡単に御説明いたします。

次のページでございますが、どこに硫酸ウラニルの試薬瓶があったかということですが、1番で理科準備室内の薬品保管庫でございます。ここは当然施錠されておりました。理科準備室も、当然施錠はされていたということです。

2は発見時の状態ということです。そこで調べたところ、0.15マイクロシーベルトという測定しております。

硫酸ウラニルの試薬瓶が3でございます。

その試薬瓶の外側を、4の左側にある板状の鉛シートで包んであったと。さらにアルミ箔で内側を覆った瓶で覆っていたということです。

さらに、5番のプラスチック製容器で、それもふたがしてありました。それで理科準備室内の薬品保管庫に入っていたという状況でございます。

以上でございます。

○副参事 それでは、新宿区教育環境検討協議会の進捗状況について御報告を申し上げます。

ご覧のとおり10月27日の木曜日に、第4回の協議会が開催されました。

2ページ目に、ページ1と振ってございますが、資料等のまず確認をさせていただきたいと思っております。

こちらの配付資料の1ページから6ページまで、こちらの内容については、協議会の委員

の皆様から事前にいただいたご意見、それを事務局で項目別に整理をし、作成をしたものということでございます。したがって、相反する意見も含まれているということです。

作成の経緯ですが、8月の第3回協議会の席上、葉養会長より、第4回以降の協議会を円滑に運営するために、あらかじめ委員の皆様から諮問事項に関するご意見をいただきたいという提案があり、この提案に基づいて作成をしたものです。

意見聴取に当たりましては、事務局で様式を作成し、それに御記入いただくということを基本といたしましたが、実際にお会いをして口頭でいただいた御意見も含まれております。

なお、複数の委員の皆様から、わざわざ御来庁いただいて、一番長い方は3時間ぐらい、いろいろな御意見を賜りました。

続きまして、7ページですが、こちらは第3回協議会、1回前の協議会になりますが、そちらで出された主な意見で、こちらの意見が、先ほどの1ページから6ページまでの意見の、いわばベースになっているという位置づけになるかと思えます。

8ページですが、こちらは小・中学校の校舎建築年度等の一覧表ということになっておりまして、ある委員から、こういった施設がどのぐらい今建っているのかというようなこと、それから大きさについても検討の材料になるということで、御要望をいただいております。

それから、9ページ、10ページにつきましては、先月の教育委員会定例会で御報告を申し上げました平成24年度小学校の学校選択制に関する資料をそのままつけています。

最後になりますが、11ページから12ページにつきましては、東京都の特別支援教育推進計画、第三次実施計画の抜粋でございます。おつけした趣旨ですが、都の計画ということで、特別支援教室をすべての小・中学校に設置するというような、東京都の計画の考え方がございます。したがって、普通教室を確保していくという本区の視点からは、情報提供をする必要があるということから、資料として提供申し上げたということです。

それから、最後にこちら、学校案内、小・中学校についても資料提供させていただきました。

次に、協議会の協議のルールですが、協議を始める前に、冒頭、会長より、諮問事項すべてについてできれば協議をしたい、そして一定の方向性は出したい。ただし、決定事項ということではなく、次回、協議会でもう一度改めて協議をしていくという前提での議論を進めていきたいと、このような方針が示されまして、協議会としてこの方針を了承するといったことで協議を行いました。

したがいまして、本日これから御報告申し上げる内容につきましては、決定事項ではない、という前提であることをあらかじめ御了承ください。議論の方向性について御報告申し上げるということで、御了承いただければと思います。

それでは、まず学校選択制についての主な意見です。

制度そのものにつきましては、一定の成果が上がっていると、存続をさせたほうがよいのではないかと。ただし、児童の数、お子様の数の差が少し緩和できるように、そういった方向での見直しは必要ではないかと、こういう御意見。

具体的には、小学校では通学区域内の児童だけで、新1年生が3つの学級、3学級となるような学校につきましては、選択制によって他の通学区域からさらに児童を増やすのではなく、逆に選択制上は、他の通学区域からの児童の受け入れができない学校にする。通称キャップ制というような呼称で議論をしておりますが、そういったことも望ましいのではないかと。言いかえれば、1学年3学級の学校については、105名の3学級ということではなく、例えば100名、95名、90名と、こういった形での3学級で、人数は若干抑えていくのがよろしいのではないかと、こういう方向性の協議がなされました。

なお、特認校に指定された学校のみ、区内のどこからでも選択できる制度、いわゆる特認校制度についても議論いたしました。新宿区から見ますと、若干馴染まないのではないかと、このような意見が多かったということでございます。

また、学校選択制の円滑な運用のために、保護者の皆様が、御自身が選択をする、希望される学校に事前にもっと来ていただきたい、もっとよく知っていただきたい。こういうような視点から、例えば学校案内の内容について、さらなる充実策等を考えるべきではないかと、こういう意見がございました。

なお、中学校の選択制については、事前の御意見等々、さまざまにいただきましたが、方向が見える協議までには至りませんでしたので、次回引き続き検討していく予定です。

続きまして、適正規模につきましては、まず小学校については、平成4年の答申と同様に、おおむね1学年、2から3学級程度が適正規模ではないかと、よいのではないかと、という方向性で協議がなされました。

中学校につきましては、事前の御意見はさまざまにいただいておりますが、方向性が見える協議までには至りませんでしたので、次回引き続き検討していく予定です。

続きまして、通学区域です。

通学区域につきましては、抜本的な改正ということは、これはすべきではない。基本は、

今の通学区域を踏襲していくというようなことでよいのではないかと。ただし、通学区域の児童のみの受け入れを前提にしても普通教室が確保できない、このような学校がある場合は、これはもう当然個別に見直すことを視野に入れるべきである、こういう御意見でした。

なお、小・中学校の区域の整合性について、若干合わない部分、そういった地域もございますが、これについてはまず課題であるという認識のもと、一方ではさまざまな問題もあるので、ある意味、普通教室の先ほどのものとは異なって、時間をかけてじっくりと検討すべきではないかと、こういう方向性で協議がなされました。

適正配置につきましては、事前の御意見はさまざまにいただいておりますが、一言で申し上げると時間が不足して、方向が見える協議には至りませんでしたので、次回引き続き検討していく予定です。

なお、次回の協議会は11月21日、月曜日、午後2時より開催をいたします。繰り返しになりますが、今回方向性が出された諮問事項と出されなかった諮問事項も含め、次回も協議を行い、その後も12月、1月と毎月協議会を開催し、1月の段階では中間の取りまとめをお願いしたいと、このように考えている次第でございます。

報告は以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、まず初めの報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

特にございませんでしょうか。

特に御質問がないようですので、次に報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。例年とほぼ同様の結果であったということでした。

特に御質問がなければ、次に報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいですか。

特に御質問がないようですので、次に報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 私、理科が不得意なんですけれども、この使用時期等について、授業で使用したと思われると書いてありますが、このような危険なものを授業で使用するということはあったのでしょうか。

○教育指導課長 現在規制の物質ではありますが、放射線の量からいって危険だというような、そういった認識の物質ではないということです。

○学校運営課長 実際にどのような実験を行われたかについては、今現在わかっている程度で、推定でしかないのですけれども、いわゆる放射線が出ているのを調べるということで、例え

ば暗いところに置いて、感光板を置けば、本来だったら光がないのに感光するとか、それから霧箱とって、煙などを入れた、暗い中に入れると、その放射線が通ったところが見えるとか、そういうことを30年以上前は、教育指導の中に入っていた、そういう放射線の勉強が入っていたということです。方法はいろいろあると思いますが。最近になって、ちょっと余談的ですが、30年ぶりに放射線をまた学ぼうというのが出て、しばらく30年間そういうのが教育指導要領になかったと、そういう状況はございます。

○**教育指導課長** アンリ・ベクレルという方がいらっしゃる。今回、ベクレルという単位が何度か出てきたと思いますが、このベクレルという単位のもとになった方がもともと放射能を発見する手がかりになった物質として知られているのが、この物質であると。今、学校運営課長がお話したとおり、この物質に日光を当てると放射線を発生するといったことを、このベクレルという方が発見したようですが、その実験をもとに、実際にその当時の学習指導要領で定められていた放射性元素が放射能を発するといったことを紹介するためといいますか、子どもたちに実物で教えるために恐らく使ったのではないかと推定されます。

○**白井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**次長** 若干補足をいたします。

この硫酸ウラニルというのは、ウラン鉱石を精製していく過程で、鉱石に硫酸をかけてできるものでございます。精製前ですから放射線そのものはほとんど出るものではありません。この放射線に関して規制する法律というのは幾つかありますが、消防法とか、それから放射線障害防止法では挙げられておりません。挙げられておりますのは、52年にこの法律ができたとありますが、当時、核拡散禁止条約のときに、テロとか、そういうことに使われるのを防止するためにできたということで、放射線の害そのものが問題にされてきた法律ではないということです。

○**白井委員** 聞きたい本題はここからで、その素養のもとに、まず発見の経緯が、平成13年の学校統合時に勤務していた理科教諭からの連絡が発見の端緒だということところがちょっと気になっていまして、まず、その学校間での引き継ぎがなかったのかどうかというのが1つです。

それから、もう一つが、私も教育指導課と一緒に学校訪問したときに、こういう薬品を、理科室のところで、かなりチェックをしていたと思いますが、これが漏れてしまったのはどうしてなのでしょう。

○**学校運営課長** まず平成13年度というのは、四谷第一中学校と四谷第二中学校が統合したときです。そのときに、薬品等に移管して理科室等を整理した。そのときに、これが廃棄する

ものと廃棄しないものと分けるわけですが、廃棄するものの中に入れていたのですが、硫酸ウラニルは廃棄業者が廃棄できない。これは今の日本国では廃棄する場所がないんです。だから、それで残っている。それを、この理科教諭は記憶していたということです。

それが、その後、引き継いでいったかどうかという問題ですが、いわゆる薬品管理簿とか劇薬等の管理簿の中には記載されていなかったと、そういう事実です。そういうことで、不明のまま10年間たったと、そういうことです。

○教育指導課長 2点目の管理の問題ですけれども、今、学校運営課長がお話ししたとおり、基本的には管理簿というものがあまして、その管理簿で、だれがどのぐらいの量をいつ使ったかと、残量は幾らかというようなことを徹底して管理をしているものなのです。

今回は、ただやはり学校の管理に問題があったのは、管理簿そのものは、監査もありますからきちんとしていたのですけれども、管理簿にないものがあるという存在そのもののチェックが、やはり漏れていたということです。普段全く使わない部分に保管をしてあったということも、多分影響はあったと思うんですけれども、今回新たにこういった問題を受け、教育指導課のほうから管理を徹底するように、特に、薬品管理簿に載ってない薬品類が存在しないかどうかの確認をなさいたいという通知を含めて出しているところでございます。

○白井委員 わかりました。

○松尾委員長 ほかに御質問ございますでしょうか。

先ほどアンリ・ベクレルの話が教育指導課長からありましたけれども、私、調べたところでは、アンリ・ベクレルが放射線が出ているということを認識したときに使った物質というのは、硫酸ウラニルではなくて、これにカリウムが結合した少し違う物質のように思うのですが。

○学校運営課長 先に委員長の御指摘もあまして、我々が若干調べたところではありますが、それによると、多分アンリ・ベクレルが確かに御指摘のように発見するのに用いた物質は、その後、調べたところによると硫酸ウラニルカリウムらしいということがあります。硫酸ウラニルカリウムというのは、化学事典によりますと硫酸ウラニルと硫酸カリウムによる複塩ということらしいです。

この辺のところは、ちょっと正確さを欠いた面があるかと思えますし、またその辺、御指摘もいただいたので、本当に御指摘をいただき、ありがとうございました。それで、その辺は適切な記述というものも心がけなくてはいけないなというふうに考えております。

今のところ調べられたのはそこまでというところでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、次に報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 この報告書というか、討議の資料を見せてもらって、丹念な意見の交換がなされて大変ありがたい、こういう印象でありました。

その中で、この大規模校、小規模校のメリットについては、それはそれでいいのですが、先ほどの通学区域の選択制度と、それから学校の施設のキャパシティー等、それから教育的な観点からの人数構成、学級構成、こういうものの組み合わせの問題が当然出てくると思います。特に江戸川小学校の絡みで、津久戸小学校の募集学級数を1学級削減するという措置をとっている。僕は前も申し上げたように、選択制を持ちつつ、募集の学級数あるいは人数、この辺りをどのように整理していくのか、つまり、一方で自由選択制度になりながら、一方でキャパシティーがない、それだけのキャパシティーがない、あるいは幾分はあるけれども、行政として別の学校へ人員を誘導したいためにその措置を使う。この絡みを僕は以前申し上げたのは、しっかり制度が整理されてないのかかわらず、江戸川小学校の人数を増やすがためにそういう措置がとられたと思っている。そこのところが、やはり一度この舞台で検討してほしいと感じたわけです。

それと、もう一つ、学級数で物をいろいろ考えているけれども、子どもの数、学級数の中のさらなる1学級の子どもの数、今年の3人が増えたとしても、十数人のクラスも他にあるわけで、その辺の子どもの数と、それから大規模校的に言うとキャパシティーの問題と、それから選択制をひきながら行政的にある学校に集中しないで、別へも人数を確保するという措置をとるのか。この辺の論議をしていただければなという印象を持ちました。

○副参事 今御指摘いただいた内容等々について、今後の議論の中でのテーマになっていくのではないかなと考えておりますが、私も委員会を運営させていただいておまして、今適正規模ということと、それから学校の、いわゆるハード的なキャパシティーというお話がありました。

大部分の方は、恐らく適正規模というのはその人数のことであると。つまり、学校の規模のことではないと思っていらっしゃると思いますが、念のために、適正規模というのは、まず学級数であるとか人数であるとか、そういうことであって、キャパシティー、これは普通学級が確保できるかどうかというようなことで、ここの関係性の中でどうするかというような議論をしていただけるように、確認をしてみたいと思います。

それから、もう1点、指摘があったかと思いますが。規模について、学級数で見るのか、あ

るいは人数で見るのかというような御指摘もあったかと思えます。まず適正規模につきましては、先ほど御報告申し上げたように、小学校について一定の議論がなされましたが、適正規模という観点の中では、やはり学級数で、言いかえればクラス替えのできるような規模、これが適正規模ということによろしいのではないかというように議論がいきましました。

もう一つ、人数につきましては、前回突っ込んだ議論はなされず、次回の持ち越しになると思えますが、例えば小学校ですと存置の目安という新宿区独自の考え方がございます。確認のために平成4年の答申を申し上げますと、あえて適正規模とは異なる新宿区における小規模小学校の存置について検討し、次のとおり存置の目安を設定したということで、都心区における小学校が地域社会に果たす役割を勘案すれば、1学年1学級規模の小学校についても、できるだけ実施したいという考え方を示したものとありまして、具体的には、そうはいつでも150人程度は必要であるというのが存置の目安の考え方になっております。

つまり、存置の目安につきましては、御指摘のとおり人数で現在見ているということでございますので、この辺をどのようにしていくのか今後議論しなければならない、そういう課題だろうと認識をしているところです。

○羽原委員 それでは、もっと言いたいことを言いますと、保護者が学校を選択できる、という前提のもとに、3人、5人、10人というようなクラスが、自然体としてできてくるわけだから、これを増やさなければならない。増やすということは、つまりそういう行政措置を行使しないと、なかなか子どもたちをその学校へ、つまり学区域を確定して、その中の子どもをその学校に入れるというような、ある程度の行政的な強制力を持たないと、制度的な強制力を持たないと、それだけの数は確保できないのではないかと思います。そうでありながら一方で、自由選択が可能であること、この関係をどのように考えるか。

それから、もう一つは、もし江戸川小学校的小規模校、あるいは小規模校というのは10人とか15人とかの少人数クラス、クラス替えができないというよりも、単学級の中でさらに二、三十人とか、適正規模と思われる数字に、とても現実的に至らない、こういう本当の意味の小規模のところ。これをもう少し拡大していくということになると、果たして統廃合という問題はどうか。もうほぼ統廃合というのは、そういう考え方で言ってくると、もうほぼできないだろうという気がするんです。この論議は非常によくわかるのですが、津久戸、江戸川の問題からすると、何か解決の方途が見出せるのかなという印象を持つわけです。

○教育長 今、見直しの協議をしていただいている最中ではあるのですが、羽原委員が指摘された部分というのは本当に絡み合っている難しい問題だと思います。指定校変更制度に代え

て選択制を導入したということは、保護者の自由な選択ができるようにしたという制度ではありませんが、ただ現在の状況とすると、35人学級が導入されてきた、それから人口も、地域差があるから難しい部分があり、一方的な減少傾向であったものが増えているような学区域も出てきている。こういう状況の変化があるということで、見直しが必要になったということだと思います。ですから、津久戸小と江戸川小の部分についても、そういう状況から来年、来春に向けての選択制度の運営を考えてきたということだと思います。

そうはいいまして、すべての学区域で未就学児の人口が増えているわけでもありません。そして先ほどの報告のアンケートの中でも、学区域外の学校を選ぶ理由の大きな1つとして、やはり大規模校を選んでいるという調査結果も、相変わらずずっと続いている部分がありますので、そうなるとその学区域内に子どもが少ない学校は、どうしても小規模化してしまうという課題はあると思います。

先ほど統廃合はできないのではないかとおっしゃった部分が、十分聞き取れなかったのですが、やはり今、人口増の動きをきちんと見きわめる中で、やはり学区域の中で再開発などが進んでいかず、マンションも余り増える要因がないとか、やはりそれぞれの学校へ行くと、保護者の方もそれぞれ学区域も十分知っている中で意見交換しますと、やはり幹線道路に阻まれているとか線路に阻まれているとか、地域でのそういう固有の課題がありますので、どうしても小規模校というのは限度がある。

そうすると、やはり一定推移は見ながらも、やはり課題の抜本的な解決という意味では、統廃合というものも将来的には今後も考える必要がある。そのために今回、諮問事項の中に、適正配置の基本的なあり方についても諮問をしていると考えています。

○羽原委員 特に僕も結論があって申し上げているわけではなくて、この論議に僕が言っているようなことが、もう少し入ってくるといいなという趣旨で申し上げます。僕は統廃合が、どういうやり方で小規模校の人数を増やそうとするかによっては、統廃合というものは目標、目標と言うと変だけれども、その一つの方向として残しておいても、現実問題としてはできなくなるのではないかという印象があるわけです。

それと、これは別の問題だけれども、僕はこの津久戸、江戸川の話を見つつ、聞きつつして感じるのは、一つの神話があって、小規模校というのは先生の目が行き渡るから、少人数のほうがいいんだというようなイメージ、あるいは一種の保守主義的な受けとめ方が蔓延したかと思うのですが、その学校が小規模であれ大規模校であれ、小規模校のメリットと大規模校のメリット、つまり社会性を養うという都会の学校においては、それなりの規模の

学校ではないと、6年間少人数のまま、限られた顔だけを見合わせての教育でいいのかということ、もう少し学校説明会等々で、保護者の方々、これから子どもを学校に入れていくような方々には、どこの学校がいい悪いと言う前に、教育のあり方として根本をもう少し考えてもらうような説明が必要なのではないか。各学校が自分の学校の子どもたちを増やそう、確保しようというだけではなくて、あるいは多過ぎる学校は少し流出してくれるといいとかという、そういう観点じゃなくて、教育の質、教育のあり方、これをもう少しアピールすべきではないかなと僕は基本的には思っています。

それで行政的にどうこう、政治的にどうこう、住民運動を含めた、そういう方向へいく前に、やはりきちんと教育というもののあり方、教育の原点、どういう教育がこの新宿区あるいは都市部においては必要なかというような、そういう基本的な観点をもっと折あるごとに保護者の方々に考えてもらうというところから始めないと、一度入れちゃうと、この学校がなくなるのではないとか、そういうレベルの話になってしまうので、そうではなく、子どもをどこに入れるかというときの選択肢の中に、社会的な観点みたいなものをぜひ配慮できるように。ここにもスポーツができる人数とか、いろいろ書いてありますけれども、ちょっと僕は論理性を今日は欠いておりますけれども、印象としてはそういう、これを読んだ限りでは、少し複雑に絡み合ってしまう、十分説得力のある説明、疑問は言えないんですけども、趣旨をお酌み取りください。

○副参事 委員の御質問のお答えになるかどうかわかりませんが、実は第3回協議会のときに、大規模、小規模という学校のキャパシティの大きさ以外にも、学校のメリット、デメリットを、例えばこの学校案内にももっと入れたほうが良いのではないかという議論がありました。一つ、なるほどなと思ってしまったのが、ある学校では子どもが多くてトイレが少ないと、トイレに入るまでに時間がかかる。そういったようなことも載せたりとか、あと運動会の際に、お子様を見るときに校庭で見られない保護者も出る。そのようにいろいろなメリット、デメリットあるんだから、そういうのも全部載せて、それで選んでいただくというのはどうだろうかという意見もあったり、そういった意見に対して前回の第4回の際には、そうはいつでもなかなかそういう意見をここに載せるのは難しいので、せめて、例えば築年数がどのぐらいなのかとか、敷地の面積が、校地面積がどのぐらいなのかというのは実は今、載っていないわけなんですけれども、そういったような客観的な情報でもいいから、載せて判断をいただくというようなことを考えたらいいのではないかとというような意見も出ていたなというように記憶をしております。

もう一つ、集団教育における教育効果という観点で、学校の規模の大きさ、大変に大きな問題だと認識をしております。それゆえ、教育長からもお話ございましたように、諮問事項に入れさせていただきました。前回の第4回の協議会のときには、適正配置については具体の議論になりませんでしたので、今日の委員の御意見も踏まえて、どのような形で議論していただくか、これからしっかり検討してまいりたいと考えております。

○羽原委員 もう一つ。キャパシティーの問題で、この前、資料として、各学校で転用可能な教室数の数値をいただきました。各学校、とりあえず出した数字でしょうが、もし転用することによってつぶれるというマイナス面も当然あるわけだから、それをもう少し厳密に調べ上げて、それに基づいて6年なり3年なりの学級数の増減で、この学校はもう単学級しかできないとか、複数学級にもできるとか、その辺の確たる指標、これを募集人員の中で考えられるというようなことが、はっきりあっても良いのではないかという印象がありました。

この検討協議会に示しつつ、それからまた募集するときの検討材料として、キャパシティーがなければ幾ら集めようとしても無理なんです。集まるのだったら、小規模校、小さい学校でも、これぐらいまではできるということ。本来、建物が先ではないけれども、それも現実としてあるわけだから、そのあたりをはっきりさせて募集人員を確定していく。この学校はこの容量の規模であるというようなことを、もう少しはっきり権威ある数字として示しているのではないか。それを保護者にも示すし、この検討協議会のほうにも示すというようなことを申し上げたんです。

○松尾委員長 保護者、検討協議会、共有する形で示していく、ということでしょうか。

○羽原委員 共有というよりも、行政がまずそういうものをしっかりつくる。検討協議会のほうで、また論議の中で、そういうデータも踏まえてもらう。それから、募集するとき保護者との接点は募集する時点になりますから、そこに反映できるということです。

○松尾委員長 今の点について、副参事、いかがですか。

○副参事 いわゆるハードの問題と、それから募集のお話ということでの御質問かと思えます。前回までの御意見の中で、今はまだ方向性ではありますが、小学校でいえば適正規模ということで、2ないし1学級で3ではないかというような方向性が出ました。御指摘のように、例えば1学級募集をせざるを得ないような、そういった学校もあるわけでございます。それはハードの事情ということで、それはそれでやむを得ない。そういう理由があるということでもあるのですが、一方で今日お配りした資料の中に、委員の御意見として、できるだけ複数学級できるように、ハードのほうも可能な限り整備をできないものなのかというような意見

も、この文書の中には載っております。

ただ、前回の協議会で、そこを突っ込んだ議論ができたかという、まだそこまではできておりませんので、そういった本来の適正規模と、そしてハードの問題という中で、現時点で私どもといたしましては可能な限り、ハードだけが障害、制約になって、そういった規模が満たされないということが少しでも減るように、そういった視点で努力していくという必要性はあるのではないかなと考えています。

○**教育長** 今、ハードのキャパシティの話が出ましたが、現在のところやはり一番課題になっているのは、人口増と、35人学級の導入ということですので、小規模校が受け入れられる学級を、複数学級あるという話よりは、大規模校に選択を希望する。けれども、ハードの面でキャパシティに限界があるという、その課題だろうと思います。今、議論がそこに焦点化していますが、そういうことでよろしいですか。

○**羽原委員** 部屋があれば3学級、4学級でもいいですがという説明を十分していただく。なぜこの希望した学校にいけないのかという説明を十分するためには、そのところを、大規模の学校の場合は、抽選にもれた人に、なぜだめであるかということが十分説明できるようにと、その意味もあります。

○**白井委員** 検討協議会のほうも、第4回でかなり深い議論までしていただいているということを実に思います。その部分が全て並列の記事としてここに出されていますが、まずとらえるべきは、やはり総論としては、まずどういう規模が適正なのか。それが、羽原委員がおっしゃっていたように、また3ページにはきちんと書いてあります。「集団教育における教育効果」という観点からの「適正規模」は12学級以上、新宿の特性は後で言うとして、それで1学級、小学校の場合は20人以上、上限は30から35とか、やはり現段階で、この環境検討協議会の委員の皆さん方が考えている適正規模は、3ページには基本的理念や考え方は今の答申のままでよくて、部分的に検討修正するという言い方です。

やはり押さえてほしいのが、基本的な、まず理念や考え方は何かということは、押さえるべきだと思うので、まずそれを押さえた上で、次に各論としてだと思えます。例えば適正規模は、理想的適正規模は、学級数、生徒数ともこうこうなんだけれども、現在新宿区の課題としてそうっていない学校が多いわけで、それをどう理想の学校環境に、教育環境に持っていくかといった場合に、まず適正配置の問題と通学区域の問題と、それと学校選択制度、それはいわゆる制度論で修正できるということだと思えます。それがどのように変更できるのか。

ただし、今回すごくよかったのは、ハード面の学校の敷地面積というのも、やはり検討していただいているようで、実際にこの後、新宿区内で学校につくるとかいうことになった場合に、やはりハード面というのは考えざるを得ないので、ある程度こういう敷地というのが、今教育環境として、変える場合に与えられているものだというところの規制を持った上で、やはり各論として通学区域や学校選択制度をどのように変更できて、その結果、適正配置がこのようにできるというような方向、というように議論していただくと、議論が錯綜しないのではないかという気がしました。感想です。

○副参事 感想ということではございましたが、私も運営をさせていただいておまして、委員御指摘のような感想を、実は持ちながら行っています。

1つには、私どものほうで会長と相談をしながら、例えばどのような資料をこれからつくっていくか。具体的にはそういうことも大事だろうと思っております。

したがって、委員御指摘の総論があり、各論があり、それぞれの関係性が、今日の資料は中身が非常にたくさんありますが、表になっておまして、並列になっておしますので、それがいわゆるチャート的なものに落とし込むことによって、まず委員の皆様が全体像を御理解いただくという視点で、プラスになるのではないかと感じましたので、そのような形で努力してまいりたいと思います。

○菊池委員 全く白井先生がおっしゃったとおりで、そのように感じました。それは羽原先生も最初に触れられたところで、要するに都会の中で少人数ではやはりまずいだろうということです。多様な子どもたちと啓発し合うことが一番の教育であって、そこには20人以上が最適だろうというような考え方が非常に今、多いと思います。ですから、そこを総論として、そこを一番最初に押さえていただきたいということで、あとは各論のことでやっていただく。一番の大もとはそこであるということ、まずこの協議会で決めていただければ、それがバイブルになる。それをバイブルにして動けるということです。

今、私も非常にいろいろなところから情報が入ってきますが、社会的ひきこもりの問題が非常に大きくなってきているということで、大体推定で250万人ぐらいいるだろうというような話を、この間、伺いました。そのひきこもりになる原因はいろいろあって、もちろんADHDとか、いろいろな病気が背景にある人たちもいますけれども、やはり学校とかで、そういういろいろな人とどうやってつき合っていくかということ、を学ばなかったとか、そこでドロップアウトした子どもたちが、年をとって、年を経るにしたがってひきこもりになっていくという、そういうことがどうも成り立っているみたいなんです。

その人たちが今、あと15年ぐらいすると年金を受ける、第1世代のひきこもり世代があと15年ぐらいすると年金をもらう世代になる。その人たちはずっと引きこもって働いてないので、税金も全然払わずに、そのまま年金をもらうという人たちが増えてくる。ですから非常に税金とか社会を圧迫するので、その根本を絶つには、そういう人たちを生まない教育をする。もうなってしまった人たちをどうするかというのは非常に難しいので、これから生まないようにするためにはどうするかということが非常に大事で、特に公立の小学校、中学校で、社会性、他人とどうつきあっていくかということ学ぶことが、一番大事なのかなと、最近思うようになったんです。もちろんいろいろなことを、数学とか学ぶことも大事だろうけれども、社会でうまく、人とうまくやっていくことを肌で学んでいくということもすごく大事であって、教師の目が届くということよりも、子ども同士が啓発し合う、どうやって自分は社会で生きていくかということ学んでいくということが、一番大事なのかなと最近思うようになりましたので、意見を述べさせていただきました。

○松尾委員長 確認したいのですが、この新宿区教育環境検討協議会で話し合われて、そして答申をいただくことになるかと思いますが、それは平成4年の答申に相当するものを、これからいただきたいという、そういうことで合っていますでしょうか。

○副参事 今、委員長御指摘のように、平成4年の答申がございますが、それから20年程度たっておりますので、どこが変わり、どこが変わらないのかというようなことで言ってみれば、新たな答申を塗りかえというか、更新していくということで御理解いただければと思います。

○松尾委員長 私の言葉が足りないと思いますが、平成4年の内容を少し、ちょっと補足で御説明いただけますか。平成4年にどのような答申が出て、今回どのような答申をいただこうとしているかという点について。

○副参事 平成4年の7月に、そのときは学校適正配置等審議会と、審議会から答申をいただきました。このときは、学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等についてということで答申をいただきました。このうち、適正規模、適正配置については、今回また新たに答申をいただく。それにプラスをして、通学区域、そして学校選択制の基本的なあり方、本当に総論というイメージをしておりますが、そういったことを加味し、そして幼稚園の適正配置については除外をしたというような形での答申ということで考えてございます。

○松尾委員長 これも確認ですけれども、前回の答申から20年が経過し、その間に環境が大きく変化をした。1点が、人口の減少が少しとまりつつあって、場所によっては増えている地域も出てきている。前回の答申のときには、人口が継続的に減っていくことを前提の上で議

論して出た結論であるので、今回はその変化に対応しようというのが1点。

それから、もう1点は、35人学級というものが1年生、2年生については導入された。そういう変化に応じて、学校のキャパシティーというものも当然変化を生じていくので、それに対応することも前提として議論しよう。

その2点ということによろしいですか。

○副参事 今御指摘いただいたような趣旨、そういったものを踏まえた答申になると考えております。

○松尾委員長 そうしますと、御報告いただく際には、前回の答申を踏まえて、もちろん今回の議論は前回の答申とは独立に検討協議会で議論していただいてももちろん構わないわけですが、御報告の際には、できれば環境の変化と対応する部分で、どのような議論がなされているかというところに焦点を当てて報告していただけると、私としてはわかりやすくてよいというように感じられます。

それから、これは既に諮問を行ったわけですから、協議会の議論を私どもとしては待つしかないわけですが、その議論の中で、一つ新たなこういう観点からの議論はどうかといったような提案をすることは可能であろうかと思っておりますので、例えば先ほどの菊池委員のお考えであるとか、羽原委員のお考えであるとか、そういった点については適宜、検討協議会のほうにお伝えをして、適切な御判断の上で協議に、話し合いの中に加えていただければ大変ありがたいと考えるところですが、皆様いかがでしょうか。

○白井委員 私としては、諮問に当たって追加で、先ほど言った総論の趣旨を一部入れていただいたつもりなんです。ですので、それに沿った形でやっていたいただいているけれども、そういう形をわかりやすいように示していただくといいですという話です。もともとそういうのを諮問していると思うので、その確認を。

○松尾委員長 わかりました。

○羽原委員 これはもう教育委員会からお願いしているわけだから、こっちが枠をはめるとか条件をつけるとかということではないので。ただ、ここでこういう論議が出たということを紹介してもらって、取り入れるなり、これはこういう意味で、こういう状況は無理だから、こういう表現でとか、そのような、もうお任せということでない失礼になるのではないかと。余り審議して、途中で論議している中で、余計なことを言ってくれるなというようなことになっては申しわけないから、きちんとわかっておいでだから、うまく運んでくだされば良いと思います。

○副参事 まさしく今御指摘いただいたとおりでございまして、1つは、もう第4回になりましたから、今こんな形で議論が進んでいますということを、まず中間で御報告する必要があるという趣旨が1点です。

それから、もう一つは、御報告を申し上げれば、さまざまいろいろ御意見もいただけたと考えましたので、そういった御意見も踏まえて、今後の協議会の議論に活かしてまいりたいと考えております。

○松尾委員長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

◆ 報告7 その他

○松尾委員長 ほかに御質問がなければ、次に本日の日程で報告7、その他となっていますが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 3時50分閉会